

て大阪三郷に屬せしめられ、更に其の後百濟郡の舊蹤の地なる木津、難波、今宮、西高津等の諸村並にもと住吉郡に屬したる中在家、今在家、勝間の三ヶ村を本郡に屬せしめらるゝ事となり、更に其の後徳川三百年の間に時々其の一部は大阪三郷に編入せられ、一方西部の海底漸次露出して新田の續々と開發せらるゝものあり、以て明治の初年には現今の郡域は勿論、現今の大阪市中に屬する木津、難波、西高津、福島、野田、曾根崎、天満附近並に木津川以西の地は悉く本郡に屬し、其の疆域は頗ぶる廣大なるものとなるに至れり。然るに明治三十年の大阪市域擴張に際し、郡の中央部は悉く市部に編入せられしかば、遂に現時の如く郡域は著しく其の面積を失ひ、而かも土地は大阪市の南北に懸絶せらるゝに至れり。

村の管轄沿革

以上は専ら攝津國の管轄沿革並に西成郡の沿革に就いて、其の大様を述べたる所なれども、更に本村が古來何れの所領に屬したりしかに就いて記さん。而して中在家村由緒記に依れば、本村は其の開發後百三十九年を経て永仁六年鎌倉將軍久明の治世、住吉社務津守國冬の時、始めて住吉神社の社領に屬せしめらるゝとせり。蓋し當時は國內騷然として地方制度の最も亂れたる時代にして、攝津國の國司又は守護職すら判然せざりし程なれば、本村の如く新たに開拓せられたる土地にありては、直ちに之が所屬を

定むるが如き事なかりしものならんか、他に考ふべきものなければ暫らく其の説に従ふこととせん。斯くて其の後住吉神社の所領は頗ぶる廣大なるものあり、攝河泉の地は素より廣く全国各地に散在し、其の高一時十二萬二千餘石の多きに達し、後戰國の頃には群雄各地に割據して互に所領の爭奪をなせしかば、神社の所領亦幾分掠奪せらるゝものありしと雖も、尙ほ附近の土地は依然として神社の所領に屬したりと謂へば、本村の地も亦之に屬したりしや必せり。然るに天正の頃織田信長の各地を平定するや信長は各地の神社佛閣等の勢力甚だ盛にして、其の僧徒等の暴威を逞うするものあり、従つて其の弊害の著しきものあるを見て、之れを防止せんと欲し、先づ是れ等の所領を沒收する事とせしかば、住吉神社も亦其の社領の大部分を沒收せらるゝの厄に逢ひしは勿論の事なり。されば一時十二萬石に達せし社領も、僅かに二千餘石の狭少なるものとなるに至れり。従つて本村も亦此の時社領より沒收せられて、信長の自領に移されしものゝ如し、即ち中在家村由緒記に『天正五年神社佛閣の所々滅地せらるものあり本村はこれより信長公の御支配に移さる』とあるなり。尋いで豊臣秀吉の信長に代りて天下を統一するや、更に同氏の所領となり、秀吉は片桐市正をして之が致政の任に當らしむる事とせり。

やがて關ヶ原の一戰に兵馬の權は全たく徳川氏の手に移り、續いて慶長、元和の大阪の役に豊臣氏全たく滅亡するや、家康は元和元年六月松平下總守忠明に大阪城を與へ、同時に附近の地十萬石を領せしめしかば、恐らく本村の地は又其の所領となりしならん。然るに同五年忠明を和州郡山に移封して其の

領地は之を悉く自領となし、代々大阪城代並に奉行、代官等を置きて、専ら之が致政の任に當らしむる事とせり。而して其の後三百年の間に、其の一部は大名或は旗下等に分與せらるゝ所ありしと雖も、本村の地は天保の頃僅々三年間、土井大炊守利位の所領となりしのみにして、其の餘は専ら徳川氏の自領として、鈴木町代官の支配地に屬せしめらる。斯くて慶應四年徳川幕府の大政を奉還するや、茲に始めて上地せらるゝ事とはなれり。

徳川時代の行政 (一)

大阪城代奉行及代官

徳川氏は元和五年九月忠明を郡山に移封して、大阪城を幕府の直轄となし、且つ其の所領たりし地をも悉く自領となし、内藤伊豆守信正をして大阪城代に任じ、以て之を管治せしむる事とせり。是れ即ち大阪城代の始めなりとなす。爾來幕府は明治維新に至るまで、代々此の地に城代を置く事とせり。而して幕府は大阪の地が豊臣氏の故地たるのみならず、關西の中心として海陸交通の要路に當り、我國唯一の經濟上の中心をなせる土地なれば、之が統治の任に當るべき大阪城代の職を頗ぶる重要視したるものゝ如く、其の職に任すべき者は帝鑑の間詰、或は雁の間詰の譜代大名中器量ある者にして、概ね奏者番寺社奉行を経て然る後に此の職に補するを常とせり。されば其の地位も略幕府に於ける若年寄と相匹敵

するの役にして、是れより更に京都所司代並に老中に轉じたりと謂へば、又以て如何に大阪城代が重きをなせしかを知るべきなり

又大阪城代の下に町奉行なるものを置き、以て大阪三郷並に攝津、河内、和泉の幕府直轄地内の警察行政並に司法事務を取扱はしむる事とせり。而して初め元和三年には三人を置きしも、後之を二人となし、官署を東西に設けて之に據つて、其の職務を行はしむる事とせしかば、之を東西町奉行と稱す

更に此の地には又元和六年には鈴木町、同七年には谷町の兩代官を置き、以て大阪三郷以外に於ける徳川氏自領の地方行政事務中、専ら司農の事務に當らしむる事とせり。而して中在家、今在家の兩村も寛永七年より、鈴木町代官の支配地に屬する事となれり。尙ほ代官は其の任期なく、又其の人員にも定限なく、大平武鑑、享保武鑑其の他の武鑑に依れば、時に依つて人員に相違ありしものゝ如く、多き時は兩代官所を通じて十人も在職せし事あり、又少なき時は兩所を通じて僅かに一人の時すらありし程なり。次に代官は直接地方の一般行政事務を取扱ひ、且つ各村内の行政事務を監督するものなれば、左に其の職務の大様を示さん。即ち是を大別すれば

一、戸籍に關する事務

二、貢租收税に關する事務

三、土木治水に關する事務

四、檢地に關する事務

五、備荒貯蓄に關する事務

六、村小入用の監督

七、風紀取締に關する事務

八、救恤行賞に關する事務

以上の外尙ほ衛生、交通、村役人の監督は勿論、小作未進、賣掛代金の未拂等に關する、小訴訟の裁判をも之を行ひしものなり。

尙ほ徳川三百年間に亘る歴代の代官中、直接本村の支配の任に當りし代官を左に年代順に列記せん

鈴木三郎九郎 大柴六兵衛 藤林長兵衛 万年傳兵衛 設樂喜兵衛 金丸又右衛門 平岡彦兵衛 平岡次郎右衛門 久下藤十郎
 正田庄九郎 渡邊民部 亀田三郎兵衛 内藤十右衛門 多羅尾縫殿 稻垣藤左衛門 風祭甚三郎 小堀數馬 大屋四郎兵衛 羽倉
 權九郎 篠山十兵衛 大岡久之亟 辻甚太郎 岸本武十郎 矢島藤藏 大原吉右衛門 根本善右衛門 (此の間天保六年より同九
 年迄約三年間土井大炊守利位の所領となる) 池田岩之亟 築山茂左衛門 設樂八三郎 増田作右衛門 屋代増之助 松永善之助
 内海多次郎

徳川時代の行政 (二)

村内の行政状態

次に徳川時代に於ける村内の行政状態を見るに、當時の村内の施政機關並に其の權能は、現今の制度との間に著しき相違あるは勿論なりと雖も、當時幕府の制度が極めて專制的なるに反して、村内の施政機關は専ら各村の自治に一任し、幕府は唯之を監督するにすぎず、且つ其の行政事務の範圍は今日の制度に比して、著しく廣濶なるものありき。而して今其の施政事務の範圍を見るに、略現今の町村の取扱

へる行政事務は勿論、下級警察事務をも取扱ひ、更に今日の民事の裁判は其の第一審を司れり。されば租税の徴收、道路、橋梁等の新設改修並に戸籍事務等は素より、風俗の取締、營業の取締等より、村内に孝子出づるか又は篤實の者ある時は之を推賞し、之に反して放蕩無頼又は懶惰の徒あれば之を訓戒し、或は懲罰に附して正道に就かしめ、更に村民の訴訟は必らず之が庄屋、年寄等の手を経由せざるべからざりしかば庄屋、年寄等の村吏は或は之を和解せしめ、又は裁判をなすものにして、其の及ばざる時に於て始めて之を上司に訴へ出づるものとせり。而して斯くの如き村内の施政事務を行ふに當り、夫々村内に庄屋、年寄、百姓代、五人組等を設けて、専ら自治に依つて之を行はしむる事とし、幕府は唯之が監督をなすに過ぎざりしなり

庄屋は又之を名主ともいひ、(此の地方では専ら庄屋と稱せり)即ち一村の長として村を代表し、且つ村内の施政事務を行ふものにして、一村一員を以て本則となせども、村の事情に依りては一村内に二名若くは三名を置きし事あり。而して本村にありては中在家、今在家兩村夫々各一名の庄屋を置き、中在家代にありては駒井氏(天保の頃より駒井家没落せしかば、爾後幕末に至る迄本田氏年寄を以て庄屋代を勤む)今在家村は村上氏代々世襲を以て其の職に任せられたり。

年寄は一に組頭又は肝煎とも稱し、一村に數名を置き以て庄屋の下にあり庄屋を輔けて村内の施政事務に參與し、又庄屋闕員の場合には年寄中より庄屋となり、或は庄屋代として村政を行ふものとせり。

次に百姓代は一村一員を置き、村内屈指の大高持の豪農之に任ずるの例にして、所謂百姓總代是れなり而して年寄、百姓代は中在家村にありては粉濱家の者を以て之に任じ、今在家村にありても亦舊家六家の内より之に任じたるもの、如し。以上庄屋、年寄、百姓代を稱して俗に之を三役といひ、其の職務に對して庄屋、年寄は報酬又は實費辨償を受けたりしと雖も、ひとり百姓代のみは此の事なかりしもの、如し。尙ほ此の他に村内には五人組なるものあり、三役の指揮監督の下に専ら村内の治安繁榮を保つ事を務めたり。而して本村内に於ける五人組に就いては今之を詳にせず。

又當時の村政上の諸經費其の他に就いて見るに、現今の所謂町村費に相當すべき村小入用なるものあり、一に村入用ともいひ、年々の庄屋、年寄の報酬其の他の村方入用の諸經費年々に支出せられたり。而かも其の取扱は専ら庄屋に於て之をなし、現今の如く豫算もなく、支出の制限もなく、更に其の支出の費目すら一定し居らざりしもの、如し。然れども各村には舊來より踏襲し來れる慣例ありて、濫りに新規の費用に支出するが如き事なく、毎年其の金額は略一定せしものにして、其の費途の重なるもの事務取扱費、給米費、雜稅費、國役費、郡中割、組合割、土木費、救恤費、神社費、寄附費等なりとなす次に村小入用の賦課の方法は概ね高掛の制に依れり。而して當時本村内の村小入用に就いては、今在家村は舊記の存するものなければ之を詳かにする能はされども、中在家村の文化、文政、天保頃に於ける村小入用は大略次の如し

文化元年	銀二貫三百六十四匁五分六厘
同五年	銀三貫二十八匁八分七厘
同十年	銀二貫九百六十一匁二厘
文政元年	銀二貫六百七十六匁四分二厘
同五年	銀二貫九百五十二匁一厘
天保元年	銀二貫八百三十七匁七分三厘
同十年	銀二貫六百三十八匁二分八厘

以て略當時に於ける村小入用が其の金額凡そ一定せるものなるを知り得らるべく、尙ほ前表は文化元年より天保十年迄、三十八年間に於ける五六ヶ年の村小入用を摘出せるに過ぎざれども、毎年の金額を通觀するに右期間中銀三貫以上に昇りたるは、僅かに文化五年及び同六年の二回あるのみ。

次に徳川時代には西成郡中南部の中在家、今在家、勝間、今宮、木津、難波、高津、吉右衛門肝煎地の八ヶ村は何れも互に相隣接し、而かも由來畑所にして交通、水利並に耕作上は勿論風俗、習慣等互に類似せしかば、之を畑場八ヶ村と稱し、此の八ヶ村は年番方を置き、總代庄屋を設けて其の代表となし、大阪町奉行並に代官より發する諸觸、口達等を八ヶ村の庄屋に傳達配與し、又檢見、被免等の願出の際は、各村を代表して代官に申し出づる等の職務を司らしむる事とせり。而して其の年番方の經費は各村

の村小入用中の組合割を以て之に充つる事とせり。

尙ほ左に明和中、中在家村の庄屋駒井丹次郎より當時の代官多羅尾縫殿に差出したる『被仰渡候ヶ條五人組申合連判之覺』の全文を掲げん。其の條目は五拾條より成り、上は一村の長たる庄屋より下は一婢僕に至るまで、皆其の心得となるべき事項の細大を漏らさず載せたるものにして、即ち當時の村内の行政に關する心得は素より、貢租上納の事、檢見心得の事、田畑質入、書入、讓渡の事、古木伐採の事、用惡水路浚渫の事、村入用心得の事、勤儉貯蓄の事、家作衣服等質素の事、祭禮諸儀式分限相應の事、寺院神社新規草創禁止の事、孝子義僕上申の事、浪人其外胡亂者宿泊心得の事、能芝居等の興行物禁止の事、鐵砲持間敷き事、火事消防の事、盜賊取締の事、切支丹宗門禁止の事、其の他尙ほ心得べき事どもを列擧せり。されば以て當時の村内の制度は素より、其の他村内一般の狀況を推察せらるべし。

被仰渡候ヶ條五人組申合連判の覺

一 累年被仰渡候通、大小ノ百姓五人組ヲ極置、當村百姓一人モ右組合ニ洩候者無御座。若此以後五人組ニ離候者御座候ハバ、早速申上御下知請申可候。隱置後日ニ顯候ハバ、庄屋年寄御仕置可被仰付候。五人組ノ内ニ而萬事御法度相背、惡事仕候者有之者可申上候。品ニヨリ申上候者ハ御褒美可被下、自然同類之親類共後日ニ仇ヲナスベキト氣遣敷存候ハバ、密々ニ書付ヲ以可申上候。

一 前々ヨリ被仰出候、御法度之趣相背間敷候。御高札場御ヶ條ノ趣當々相守、放埒成者有之候ハバ、五人組ニ而異見申聞セ、其上庄屋年寄申聞候モ承引不仕者ハ、早速御役所へ可申上候。見ノガシニ仕御吟味之上相知レ候ハバ、五人組共御過意可被仰付由奉承知候。

(但書略)

一 御年貢御割附相成り候ハバ、早速寫庄屋宅又ハ會所ニ張置、惣百姓立會、御本紙ト讀合、寫政者ハ寫取可申候。割合非道之儀有之、庄屋へ相斷候而モ分明ニ知ラセズ、埒明兼候ハバ、早速御役所へ御訴可申候。

一 年貢割合、村入用百姓人別割出金銀少分之儀ニ而モ、手形ナシニ取遣仕間敷候。仮初之割合モ其子細分明ニ小百姓迄申聞テ心得仕ラセ候上取立可申候。上納物取立次第庄屋方ヨリ年々皆濟手形、銘々百姓共へ早速可遣候。何事ニ不寄百姓印形仕候儀。心得之上印形可仕候。庄屋年寄申付候トテ不心得儀ニ印形仕置、追而爭論申出候族者急度可被仰付候。庄屋共ハ押而印形取候儀相知レ候ハバ、御過意可被仰付由奉承知候。

一 御年貢ヲ始高懸、村入用多少共ニ取立候節、小前百姓へ庄屋年寄請取印遣候ハ、押切帳仕立置、其帳面へ納入之印形取置可申候。

一 御檢見前指上候内見帳合毛付出シ之儀、每度田畑主銘々ニ立會、無依估最負正路ニ付シ可申候。

一 右内見帳之内縦壹反歩之内壹畝二畝モ付有之、相殘候分付荒旱水損ニ而候得共、壹反殘不皆無ト書上ケ候様成儀者有之間敷儀ニ思召候。猶又自今一畝十歩ニ而モ毛付有之候ハバ、畝歩分ケ付シ、井禰作之場モ有跡ニ記シ差上可申候。若相吞合モ相見え候場所入交候ヲ皆無ニ書出候ハバ御檢見御坪刈合毛ヲ以其田畑不殘へ御取箇可被仰付由奉長候。

一 木綿作之場御檢見前、綿取候跡之カラモ取候村々モ在之由被仰及御聞候。右之類ハ縦粉敷儀仕候而モ御見分ニ而相知レ候事ニ候ハバ自今右之通之不持有之村々ハ御檢見御坪刈之外、格別ニ増合御加へ御取箇被仰付候間此段地主共銘々毎年申渡、急度承知仕可罷在旨奉長候。

一 田畑荒シ農業おろそかニ仕候者ハ、五人組限ニ改、庄屋エ可届申候。申付候而モおこたり候者ハ御役所へ御注進可仕候。作付由斷仕候ヤ手前共野邊見廻リ纏之所モ田畑明ケ置不申様ニ仕付サセ可申候。

一 用水掛引申合爭論仕間敷候、用水懸引普請等之儀ニ付口論仕出シ、刀脇差及物持致荷擔候者ハ前々ヨリ重キ御科被仰付候間、若此以後狼籍之仕方有之候ハバ本人者不申及出合候者迄、急度御科可被仰付由奉長候。

一 田畑山林屋敷永代賣御停止ニ候面々持分境目論争無之様ニ當々吟味可仕候。若買入候ハバ年季十年ヲ限可申候、其余永年季仕及出入候ハバ、御取上被成間敷由奉承知候。證文ニ庄屋年寄加判候而取遣可仕候。庄屋田畑實物ニ入候時ハ、相庄屋加印仕答ニ御座候得

共、相庄屋無之村ハ年寄百姓代加印可仕候。相對ニ而無加印證文遣シ田畑質入仕候ハバ、双方共御料可被仰付候(但略書)

一 百姓田畑讓分候儀、前々被仰出候通、庄屋ハ持高二十石百姓ハ十石ヨリ内之者ハ子孫ヘ田畑屋敷配當仕間敷候。跡式之儀ニ付、存知寄有之者ヘ死後之儀兼而庄屋年寄ヘ咄致置。末期ニ及親類共寄セ、書置致、後日ニ出入ニ不及襟面々心掛可申候

一 御年貢引貢可致跡之百姓有之ハ五人組詮議仕候而庄屋ヘ申立、收納米穀押置可申候。由斷仕間落逐電仕ラセ候ハバ、五人組中ヨリ辨納可被仰付候

一 一人身之百姓相煩、耕作不能成時ハ親類五人組之内ヨリ助合、田畑荒シ申間敷候。追轉百姓有之時ハ家株相立可申候。跡之田畑外々之者持添致候儀御停止ニ候。然共子細有之候ハバ奉願御下知請可申候

一 林御立山御除地之竹木苗木迄少シモ伐取申間敷候。若長成儀仕候ハバ當人ハ不及申庄屋年寄迄、御詮議之上御仕置可被仰付候

一 村内ニ御座候古木者勿論、自分之持林四壁之内ニ而モ、往古ヨリ立來候古木大木自由ニ伐取申間敷候。不叶儀有之候ハバ、其品申上御差圖次第可仕候

一 道橋掃除常々無由斷樣可仕候。往來旅人人馬履候節銀ニ賃錢取申間敷候。水出等ニ而橋落、又ハ洪水ニ而在郷往還川越入候節ハ庄屋差圖仕旅人往來滞ラセ間敷、武家方之分川越賃取申間敷候

一 井路溜井之儀、水下之村々申合農業之透次第、無懈怠洩可申候。御入用御普請、御國役御普請所、川除塚桶被損無之様心付可申候。一井路堀溜井道ヲ狭メ、御林共外除地ヘ出田畑仕出候ハバ當人ハ不及申、庄屋年寄迄曲事可被仰付候

一 村入用之儀御取箇モ同意ニ、向後御吟味可被遊候奉畏候。年々百姓立會小前割合帳小百姓迄連判仕來候。右連判揃候帳面、毎年三月中御役所ヘ差上、御改請御押切可被下旨本紙ニ御扣添、村切ニ指上可申候。(但書畧)

一 御役所ニ差上候村入用帳其外内證割帳杯摺置候儀堅不仕御普請願ニ付近郷立會出金、村入用又ハ寺社寄進造管百姓出金等御年貢之外割一切仕間敷旨奉畏候(但書畧)

一 村入用帳之外内證割等庄屋共觸出候共、小百姓迄出銀仕間敷候。就中五畿内御取箇之儀、上國ニ引合候而ハ納方少候ニ付、無益之村入用減少仕、御取箇相増上納仕候儀百姓共心掛ケ可申旨奉畏候

一 用水器水炊種之儀百姓第一大切ニ仕候ニ付從御公儀様被下置候人足數ニ而ハ不足仕、其外戸前道具等百姓入用ニ而仕立候ハバ入用之品々庄屋年寄長百姓心得之上後日ニ違亂無之様割合可仕候。右村入用ニ付村役人共喰呑酒代不分明之人足遣方等書出候分ハ高掛ニ不

被仰付庄屋共辨損ニ可被仰付候間急度吟味味自今入用格別減シ候様可仕旨將又從御公儀様被下置候人足賃米銀請取次第、正路ニ割合、銘々ヘ早速相渡、人別ニ請取印形取置可申由奉畏候。納物之代リニ次合勘定仕間敷候。惣而人足ニ出候百姓共、手前ニ勤日書記置賃銀人足扶持庄屋ヨリ相渡候節、勘定難心得儀有之候ハバ相尋可申候。不分明難譯立儀ハ、御役所ヘ可申上候

一 庄屋年寄ヲ始長百姓納方村入用等ニ付、不持依估負之筋有之候ハバ、幾度モ其仔細其者ヘ申談、譯立候様ニ可仕候。若三四度ニ及候而モ割元之者承引不仕候ハバ直ニ訴候趣相手ヘ相斷御役所ヘ可申上候。御吟味之上不持筋有之候ハバ庄屋年寄共役儀被召放、品ニヨリ御仕置筋御窺ニモ可相成旨庄屋共謹而奉畏候(但書畧)

一 惣而公儀之儀ニ付、庄屋宅會所等ヘ村中寄合之節給物入用村割ニ仕間敷候。人別相應之給物持寄支度可仕候。公役ニ事寄酒肴等買調酒狂及口論露顯仕候ハバ御法度被候上ハ庄屋年寄御料可被仰付候。將又庄屋年寄御役所ヘ罷出候節、駕籠ニ乘リ申間敷候。御用濟候ハバ其日罷歸リ成タケ大阪逗留仕間敷候

一 一家作衣類食物縁組養子等者ケ間敷儀仕間敷候。別而妻子厄介共ヘ結構成衣類等着用不爲仕百姓相應ニ可仕候。不相應成儀有之段被及御開候ハバ急度御答可被仰付由奉畏候、百姓ニ不似合遊藝仕間敷候

一 諸祝儀舞取嫁取新宅振舞葬禮法事等執行、百姓分限不相應ニ奢ケ間敷儀不仕隨分質素ニ可仕若嫁取舞取之節若キ者共石打水あぶせ其他狼藉之儀ニ而振舞ヲ申懸ケ候族有之ハ狼藉本人徒黨之者迄急度御過意被仰付由奉畏候(但書畧)

一 石塔經塚之類田畑山林道路障リニ可成所ヘ御斷不申上建申間敷候。新地之寺社建立新規之神事祭禮取立候儀前々ヨリ御停止候。有來候寺社道場新規被損共向後隨分輕ク可仕候。入用之儀過分ニ割懸申間敷候、家並人別ヘ割懸候節百姓心得之證文取添其仔細御役所ヘ御斷申上置候様ニ可仕候

一 大小之百姓五人組宗旨帳ニ押候外印判持間敷候、印判替リ候ハバ其段庄屋ヘ斷可申候。小人數之村方百姓印判、庄屋時々可相改候。多

人数之分ハ、組限五人組頭等へ無懈急斷候様ニ可申付候。當人病氣差合ニ而罷出ガタク名代出候節、親子兄弟近親類、其外むご印判預ケ間敷候

一御廻狀無滞相廻シ可申候。觸留村ヨリ御役所へ返上可申候

一百姓者不及申、召使之男女ニ而モ勝レテ正路孝心忠信實跡成者有之候ハバ、其行跡隨成儀共書上御訴可申上候。勿論惡心文盲成者ハ庄屋長百姓五人組ヨリ度々異見指加へ善心ニ成候様ニ此儀別而庄屋年寄心懸信仰之出家等へモ問合教化異見可仕候。如何様ニ仕候而モ非道直リ不申判村中之風俗迄惡成候様成モノハ總百姓ヨリ申合連判調御訴可申上奉長候

一奉公人之請ニ立候儀親類縁者のかれがたきものハ格別ムザト請ニ立申間敷候、仔細有之他人ノ請ニ立候節ハ庄屋へ相斷庄屋方ニ而帳面ニ記シ置可申候。左モ無之都而及出入候ハバ當人庄屋迄越度可被仰付候

一諸浪人指置之儀、差掛リ候親類縁者ハ格別無據仔細ニ而差置候ハバ庄屋へ斷可申候。百姓ハ勿論御代官所ニ罷在候出家山伏行人虚無僧跡多キ穢多乞食非人等ニ至迄盗人巾着切之類宿仲間敷候。相背候者ハ出事可被仰付由、右之類怪敷者ハ堅ク借店ニ指置申間敷候。

町並店借之分出訴承札付届致、請人取差置可申候

一公事訴訟、田畑買入其外庄屋手前ニ而持明不申儀庄屋年寄私曲ヲ構證文願書等加判不仕滞ラセ迷惑致候ハバ其段御訴可申上候

一公事訴訟ニ付目安御裏書御差紙之儀御呼出之節御役所へ持參差上候定ニ御座候。若其砌病氣ニ而難罷出節ハ名代ヲ以其段御斷申上當人罷出候節御裏書御差紙急度返上可仕候

一村方能芝居勸進相撲見せもの其外何事ニ不寄人寄仲間敷由被仰渡奉長候。遊女野郎之類抱置候儀、前々ヨリ御停止ニ候。此段別而被仰渡候。御支配下大阪町場入組ニ付右之類隠風説杯兼而被及御開候間、急度相改可申候。其村ハ不申及隣村ヨリモ心付可仕候。若相背外事ニ而御詮議被成候而露顯仕候ハバ、庄屋年寄迄御科被仰付、當人ハ急度可被仰付由奉長候

一鐵砲之儀先年御吟味之上申上候獵師鐵砲成鐵砲之外百姓所持仲間敷候。前々ヨリ所持仕、先年御改之節注進致オクレニ、今所持候分モ有之候ハバ可申上隱置候ハバ本人急度可被仰付由奉長候

一火事在之候節見及次第消道具持其村ノ人数不殘罷出近邊ヨリモ人夫差出シ、大火ニ不成様ニ防留可申候仔細有之不出合者ハ吟味仕御

注進可申上旨奉長候

一惣而火ノ用心入念風烈取日ハ晝夜人ヲ廻シ可申候。野邊ニテ多葉粉ノ火不沙法仕間敷候、松明等拾置野火出来、又ハ鷲鳥百姓ノ家等ヘクワヘ參落置、出火モ有之様ニ被及御開候由、小百姓水吞百姓迄モ火之類不沙汰ニ不仕様可申付候

一在々ニテ盜賊惡黨押人等有之時ハ家續鳴ヲ立、隣家ハ不及申先々ノ村々ヨリ出合搦捕可申候。出合ハザル者ハ御詮議之上御科可被仰付候。不審成者見出候ハバ庄屋年寄へ相斷御役所へ召連可申出候、搦捕之儀又ハ御注進ヲ事六ヶ敷存見ノカシ候者ハ、前々ヨリ曲事ニ被仰付候間、若左様之儀有之候ハバ其譯殿敷御穿鑿可被遊由奉長候

一庄屋百姓家へ盗人入被盜候ハバ其品々以書付申上、御帳面ニ附可申候、被盜候品先々ニ而見出候ハバ相斷預ケ候上、内ニ而難事濟候ハバ御詮議可奉願候。他所ヨリ盗人之届、盜物見出、付届ケ有之候ハバ疎略不仕、庄屋年寄立會致詮議取斗可申候、致油斷盗人欠落致候ハバ立會ノモノ共何モ急度可被仰付由奉長候

一人ヲアヤメ立退候者見掛候ハバ近郷立合捕置御注進可申上候。理不盡ニ打殺申間敷候。手負之者在之候ハバ委細承届、看病仕、早速御訴可申上候。男女不限欠落者郷中へ參候ハバ庄屋年寄へ相斷早速御訴可申上候

一公事訴訟ニ付他へ罷出之節御届ケ可申上候。並伊勢參宮ヲ始百姓他國へ參リ候儀、奉公人者勿論用事ニ付罷越候共、庄屋年寄へ急度可申届候。庄屋年寄百姓代ハ出立歸宿之儀、御役所へ可申上候。百姓他國致候儀、其村之庄屋不存事發相知レ候ハバ庄屋越度可被仰付候

一御手代衆中依估眞實有之、百姓難儀仕候ハバ其仔細能々承糺不實之儀無之様ニ書付候而密々御直ニ可申上候。御家中其外御手代衆中へ御家内之男女ヨリ非道之儀御座候ハバ右同前ニ可申上候。且又郷宿御用達町人納善惡之儀承知次第、實不實之無差別書付ヲ以テ、密ニ可申上候。御用達町人郷宿納宿之面々不如意之申立ニ而、郡中無盡等之類被申懸候ハバ早速可申上候

一御手代衆中、並御手廻之御家來申迄、金銀米錢衣類諸道具何之品ニ而モ、音信借貸仕間敷由、年々御檢見前嚴重ニ御觸被成下候。此段ハ常々共急度相守可申候。右鉢高掛物庄屋共、觸出共、一切差出間敷候。公事訴訟ニ付音信仕候ハバ急度御科可被仰付由奉長候

一御手代衆中御名ヲ申、又ハ御手廻御家來之由名乗、村方へ入來、少モ非道申者有之候ハバ其人ハ押置、即時ニ御役所へ可申上候。縱常々御陣屋ニ而見知候仁ニテモ、左様之節振舞馳走ケ間敷儀不仕、早速可申上候由惣百姓共奉長候

一切支丹宗門累年御禁制之儀、御高札之表度々御觸書等ニ迄承知仕罷在候。宗門改御定之通、毎年人別ニ改、寺證印取指上可申上候。古來切支丹有之村方ハ、類族之者存命出生死失、年々御届申上來候、向後一ヶ年六月晦日十一月晦日兩度宛否之儀書付ヲ以テ可申上候。一夫食種貸之儀拜借被仰付間敷凶凶年之節俄ニ行當不及餓死様ニ大小之百姓心懸可申段先々從御代官モ被仰御觸承知仕候。前々凶年之節夫食年々御貸被下候儀モ有之候へ共大凶年之節ハ格別大難凶年水旱損之分ハ御貸被下間敷由。拜借之儀當分ハ宜敷候得共返納物イヤマシニ出來候時ハ作徳之餘力ヲ以返上納仕候百姓之儀ニ付、一年之拜借物年季之内痛ニ成、縦御上様御忍借之米金ヲ以、困窮之元ヲ措候モ、同意勿躰ナキ事ニ奉存候。然ハ面々少モ有之作徳無益之儀ニ不遣捨凶年之節御公儀様之御救ハ不及申他人之救モ不請様ニ責而家別一軒之貯ハ如何様ニモ心掛ケ可申事ニ候、田畑餘斗在之長百姓ハ一類様者之貧者下作小百姓水吞等、左様之年救方取續之手當兼々心懸凶年之爲之圖ハ年々少々宛モ臨時ニ除置候様ニ可仕候。又ハ無盡等ニ事寄貯置候存知ヨリモ有之滞候時之爲御威光ヲ以願不滞仕方モ有之候ハ、庄屋共寄合勘辨仕、追而申上制限ニモ不限候間、近村隣郷等申合ニモ不作之年夫食種貸拜借願上間敷由、重々御叮嚀被仰渡奉畏候。此段度々末々迄申開セ置候様ニ可仕候。

一 悪事仕候者御注進申上候類、密々御直ニ申上度事、又ハ中途ニ而願候趣相滞難儀仕申上度事ハ願書ヲ封御役所へ指上可申候。又ハ御廻村之先ニ而願書ヲ封指上由被仰渡奉畏候。

一 御料所國々百姓共、御取箇並夫食種貸等其外願筋之儀ニ付強訴徒黨逃散之儀ハ堅停止候處近來御料所之内ニモ右躰之願筋ニ付御代官陣屋へ大勢相詰、訴訟致候儀モ有之不屈キ至極候自今以後嚴敷吟味之上重キ可被行罪科候御代官支配限百姓共へ急度申付置様ニ御代官可被申渡候。

別紙御書付之趣百姓未々迄嚴密ニ急度申渡自今五人組ニ書載置、年々讀聞請書被取置候様ニ可被致候

徳川時代の行政 (三)

檢地村高及貢租

次に舊幕時代には村を以て貢租徴收の單位となし、村高を定めて之が貢租を徴收する事とせり。而して村高は檢地に依つて之を定むるものなりしかば、時々檢地を行ふ事ありき。即ち檢地は田畑宅地等の面積を丈量し、同時に其の土地の肥瘠並に耕作の便否其の他種々の状況を考査して品位を定め、一反歩に對する種米率に依つて之に石盛を附し、其の高を定むるものにして、其の起原は遠く大化の改新にありと雖も、中古以前の檢地に就いては今之を詳かにする能はず、其の本村に於て最も古く知られたるもの慶長十四年の片桐市正の檢地なりとなす、されば世に之を古檢又は片桐檢と稱す。蓋し秀吉の天下を統一するや戰國時代の後を承けて、各地に於ける土地廣狹の標準一定せざりしかば、秀吉は天正の末年より慶長年間にかけて、全國一齊に土地の測量を行はしむる事とせり。而して當時此の附近は豊臣氏の自領にして、片桐市正其の致政の任にありしを以て、市正之が檢地を行へるものなればなり。斯くて本村は其の村高中在家村は三百八十石九斗二升五合、今在家村は百八十八石二斗五升八合と定めらる。尙ほ古檢は方六尺三寸を以て一步となし、三百歩を以て一反となす。又此の時の檢地奉行は富田太郎助、澤屋五左衛門、牧次右工門、小島左衛門、安養寺喜兵衛、宮澤次郎兵衛等なりき。

尋いで徳川時代に於ても初めは古檢に依つて貢租徴收の標準となせしも、後延寶年間に至りて總檢地を行ふ事とせり。而して本村は延寶五年七月二十二日、時の大阪城代青山大膳亮利率之が任に當りしかば、是れを新檢又は青山檢と稱し、本村の村高中在家村四百一十石三斗二升五合、今在家村二百六十一石五斗五升六合と定めらる。されば之を古檢に比較せんか中在家、今在家兩村を通じて百六十五石六斗九升八合を増加せり。是れ全たく新檢は六尺竿を以て標準となせしかば、其の縮尺の結果に依るものなり。尙ほ當時の檢地役人は山口治郎右衛門、久代佐右衛門、松下吉右衛門、岡田三之助、林武右工門、伊藤次郎左衛門、淺井次郎右衛門、梅野清左工門、野崎清兵衛、鈴木庄右衛門等なりき。然るに後元祿十一年十三間川の開鑿に依つて一部川床となりしたため、村高より八石三斗三升七合を減少し、爾來幕末まで變る所なかりき。

尙ほ徳川持代の貢租は天然果實の米を以て之が本位となし、之を物成と稱せり。然るに本村は既に述べたるが如く、中在家、今在家の兩村共に畑場八ヶ村の内に數へられし程にして、水田は殆んど之を存せず、従つて米の收穫を見る事なかりしかば、米を以て納附する事能はず、ために米の石代を以て銀納せしめらるゝの例なりき。次に田畑には上々、上、中、下、下々、見付、荒所等の階級等位を附して、夫々穫米率即ち一反歩當りの收穫見積高を定めたるものにして之を石盛と云ふ。而して本村に於ける各地目の穫米率は中田一石二斗、上々畑一石三斗、上畑一石二斗、中畑一石、下畑七斗、下々畑四斗、屋敷

一石二斗にして、此の標準に依つて夫々貢租を徴收せられたるものなり。

又幕府は始め年の豊凶に隨つて、貢租の減免を行ひたるものにして、貞享元年及び二年の兩度中在家村に貢租の減免せられしを以て、本村に於ける貢租減免の記録の最も古きものとす。斯くて後八代將軍吉宗の時、享保年間定免取の制度に改めらるゝや、同九年中在家村は免三ツ九分四厘の三ヶ年定免の取扱を受け、後一旦舊に復せしも、明和三年再び定免の取扱を受け、其の後に於ても水旱等に依つて屢々之が取扱を受けし事あり（以上貢租の減免に關する記録は専ら中在家村の舊記に依るものにして、今在家村に關しては今其の記録の殘れるものなければ之を詳かに知る能はず）。

明治維新後の行政（一）

府縣所管の變遷

慶應四年徳川幕府倒壞して徳川慶喜は太政を奉還せしかば、茲に朝廷は徳川氏の領地を收めらるゝ事となり、明治元年正月此の附近に於ける舊代官の支配地は、之を當分三田（九鬼義隆）尼崎（櫻井忠興）兩藩の取締に屬せしめられしが、同月二十二日大阪鎮臺を津村別院（今大阪市東區本町四丁目）に置き、同日大納言醍醐忠順を其の長官に任せしめらる。是れ即ち明治維新後に於ける此の地方最初の管轄廳なりとす。然るに僅かに五日の後、同月二十七日大阪鎮臺を大阪裁判所と改め、醍醐忠順同じく之が總

督となり、參與外國事務總督伊達宗城（宇和島藩主）をして之が副總督に任せらる。更に二月二日其の廳舎を舊西町奉行所跡（今大阪市東區本町橋東詰）に移轉せり。又此の月（日不詳）谷町なる舊谷町代官所跡に新に司農局を置き、大阪裁判所に直屬して専ら徵稅其の他の事務を主宰する事となし、舊鈴木町代官内海多次郎を擧げて其の事務を管せしむ。されば本村も當然之が管下に屬せしめらるゝ事とはなれり。

斯くて大阪裁判所は三月十五日副總督伊達宗城の任を解き、閏四月二十一日府、藩、縣の三治制となり、府縣には知事及び判事を置く事とせり。されば五月二日大阪裁判所を改めて大阪府となし、醍醐忠順引續き之が知事に任せらる。然るに同月二十三日忠順其の職を退き、後藤象次郎之に代りて假に府事を理せしも、七月二十二日に至りて知事を兼任せり。是れより先司農局にありては内海多次郎の任を解き、判事岩下方平之に代りて兼攝す。更に六月八日司農局は之を南北二局に分ち、南局は鈴木町代官所跡に置き以て河内國一圓を統轄せしめ、北局は舊司農局に置き攝津一圓を統轄せしむ。而して權判事陸奥陽之助（宗光）北司農局の長たり。従つて本村亦北司農局の管下に屬せしめらる。

翌二年正月大阪府の管地を割きて攝津、河内の二縣を置き、南司農局の地を以て河内縣となし、北司農局の管地を以て攝津縣となす、即ち本村亦攝津縣の管下に屬せり。同二十日陸奥陽之助之が知事に任せられ、三月四日西成郡山口村崇禪寺に假廳舎を置きて之に移る。尋いで五月十日攝津縣を豊崎縣と

改稱せしも、八月三日廢縣となり其の管地は悉く兵庫縣の管下に屬せしめらる。又同年九月二十日東成西成、住吉三郡の地を兵庫縣より更に大阪府の管下に移さる。越えて同四年十一月二十日府縣の廢置ありて、從來の大阪府を廢して新たに大阪府を置き、攝津七郡を管せしめられ、爾後大阪府は同十四年二月堺縣（河内縣は明治二年八月堺縣に合併せらる）を合併し以て今日に至れり。

尙ほ是れより先明治六年一月十六日、大阪裁判所を府廳より獨立せしめられしかば、以來府は純然たる行政官廳となり、同七年七月には江の子島なる府廳舎の建築落成せしを以て、從來の西奉行所跡の廳舎より之に移轉する事となり、爾來今日に至れり。

明治維新後の行政（二）

番組及區戸長制度

明治維新後に於ける府縣の制度は、前述の如く屢々改廢せられて、同四年十一月に至りて略之が一段落を告げたりと雖も、未だ町村の制度の上には於ては何等革新を見る事なく、依然舊幕時代の儘其の職制をなし、庄屋、年寄、百姓代等々其の職にあり、村政を理すること舊の如くにして、空しく歲月を経る事五年有半に及べり。是れ全たく明治新政府の成立後日尙ほ淺くして、百般の制度皆何れも創設の際にして施政未だ全たく備はらず、加ふるに府縣の管轄の更改頗ぶる頻繁にして、或は新縣を置き、又は

之を改稱し、或は之が併合をなす等、其の變遷甚だ多端を極め、且つ複雑なりしかば、最下級の地方行政機關たる町村の制度にまで及ばざりしがために、暫らく舊態の儘之を存続せしめ、以て町村の行政を行はしめたるに外ならず。

されば明治四年十一月を以て、府縣の改廢分合は略之が一段落を告げしかば、茲に同五年五月大阪府第七十五號及び大政官第八十四號を以て町村政上に一大改革はるゝ事となりぬ。即ち各郡に區番組の制度を設けて區畫定限を定め、且つ從來の庄屋、年寄、百姓代等の職を廢し、改めて區、戸長の職を置くことせり。是れ實に明治維新後に於ける町村政上の革新の第一歩なりとす。

而して今其の區畫定限の内容を見るに、區は一萬石内外の地を以て一區となし、各區に區長一人を置き、番組は一十石内外の地を以て標準となし、各番組に戸長、副戸長各一員を置き、更に各番組内には伍人組を設け、一組毎に組長一人を置くものとせり（伍人組は舊幕時代の五人組制度を踏襲せしものなり）。又區長は區内の戸長、副戸長一統に代りて互選し、戸長は一統の公選により官府之を命じ、伍人組の組頭は其の組合の公選により區長之を定むるものとなし、區、戸長、副戸長の公選或は互選は、同六年六月十日限り之を行ふものとせり。

斯くて西成郡は之を分ちて五區となし、本村即ち中在家、今在家の兩村は其の第一區に屬せしめられ且つ兩村は之を合して同區第七番組とせらる。今左に當時に於ける西成郡第一區の番組を示さん

西成郡第一區

壹番組	吉右工門肝煎地、西高津村
貳番組	今宮村
參番組	木津村
四番組	難波村
五番組	勝間村
六番組	西側町、材木置場、津守新田
七番組	中在家村、今在家村

茲に新行政區劃並に行政組織の基礎漸やく成り、七番組の戸長には村上宣義之に任じ、副戸長には芝村佐七其の職に就けり。尙ほ各區にありては區の中央部に會議所を設けて、區長之に出頭して執務し、公の取締に任ずることとし、第一區の會議所は今宮村に設けらる。而して其の區長に何人が初任せしかは不明なるも、同七年三月には本津村の岡村宣清之に就任せり。

尋いで同八年四月第四百十七號を以て、大阪府管内に大小區制を布き、大阪を四大區となし、府下七郡を七大區となせしかば、茲に西成郡は第六大區となり、小區は從來の區を踏襲して之を小區とせり。されば當時村を呼ぶにも郡の稱を用ひず『大阪府第六大區一小區七番組中在家（今在家）村』と呼べり。

明治維新後の行政 (三)

番組廢止後の戸長制度

明治九年六月區戸長の假職制並に取扱心得の制定ありしも、同十年九月番組の制度を廢し、從來の區戸長の制度を改めて、區長は一小區毎に一人、戸長は一小區毎に三人、書役は之を二人以上五人迄とし、何れも會議所に勤務し、各村には用掛一名を置き、以て一村の事務を司らしむる事とせり。然るに又翌十一年七月には郡區町村制の布告あり、茲に從來の大小區制度廢せられて、大區を郡となし郡には郡長一人每區に區長一人每町村に戸長一人を置き、事情に依り數町村に戸長一人を置くを得せしむる事とし、同十二年二月より此の新制度を實施する事となり、茲に於て西成郡役所を上福島村三百四十番地に設置し、田邊密をして郡長の職に就かしむ。更に同月二十一日在來の小區を廢し、之に代ゆるに町村分割を以てし、一分割毎に戸長一人を置く事とせり。而して中在家、今在家の兩村は共に西成郡第一分割に屬する事となり、村上宣義之が戸長となる。

然るに同十三年七月には區長の一分割一人制を廢して、之を每町村一人制となし、役場は戸長の自宅又は別に適宜設置する事となす。然れども町村の情願に依り、數町村聯合して戸長一人を置くも妨げなしとなし、又戸長の俸給を年俸とし任期を三ケ年と定む。又從來總代と稱せしを町村議員と改稱せり。

されば茲に於て從來同一分割に屬せし中在家、今在家の兩村は再び夫々獨立して各一名の區長を置く事となり、中在家村は芝村佐七之が戸長たり、今在家村は村上宣義引續いて之が戸長となる。

尋いで又同十四年八月には、再び戸長の配置及び其の選舉法の改正を行ひ、戸長は每町村一人を原則となすも、三十戸未滿の町村にありては便宜許可を得て、數町村聯合にて戸長一人を置くを得るものとなし、戸長の年俸の規定を去り、又三年の任期を二年に短縮する事とせり。更に翌十五年七月には聯合村たる戸數の制限を擴張して、三十戸未滿の町村にありては當然最寄の町村と聯合して戸長一人を置くものとなし、三十戸以上のもとの雖も數町村聯合して戸長一人を置くも妨なしとなす。續いて同年十一月には戸長の職制並に取扱心得を改正し、又同十六年三月には三度戸長の選舉法其の他の改正を行ひ、茲に戸長選舉の民選を本位となす新例を開く事となし、同時に戸長の任期二年なりしを四ケ年に延長する事とせり。

斯くの如く戸長の選舉其の他に就いては、殆んど毎年之が改正行はれ、從來の改正は何れも大阪府の權限を以て布達せられたりしが、茲に明治十七年五月七日大政官布達第四十一號を以て、戸長は府縣知事之を選任するものとなし、但し町村民をして三人乃至五人を選舉せしめ、其中に就きて選任するを得べしと達せられしかば、一度民選に改められし戸長の選任も、再び官選に改めらるゝ事とはなりぬ。是れ實に當時の地方の狀態にありては、到底完全なる民選の實を擧ぐる能はざりしがために外ならず。次

いで同年六月には戸長役場の管理區域を定め、從來の毎町村配置の制を改めて、郡内を三十五戸長役場の管理區域に分つ事となし、同年七月一日より之を實施する事とせり。茲に於て中在家、今在家の兩村は再び共に第一戸長役場管理區域となれり。而して芝村佐七又之が戸長となり、村上厚之が用掛となる。斯くて此の戸長役場管理區域は、後に同二十二年四月の町村制實施に際して、町村分合の基準となれるものにして、現時の町村區域の濫觸は實に此の時に胚胎せりと云ふべきなり。續いて同月十七日には區町村會の規定に加ふるに、議事規則の制定せらるゝものあり、茲に新自治制創始の準備は着々として進捗せられ、遂に同二十一年四月十七日法律第一號を以て市町村制の發布あり、翌二十二年四月一日より愈々市町村制の實施を見る事とはなるに至れり。

尙ほ本村にありては從來中在家、今在家の二村に分れて併立し、時に同一戸長の管理を受くる事ありと雖も、數百年來の久しき因襲は容易に兩村民の融和を見る事能はざりしが、兩村は既に述べたるが如く村域極めて狭少なるが上に、境界頗る複雑にして互に犬牙錯綜せるのみならず、兩村の飛地は相互に散在し、到底判別し得べからざるものあり、而かも戸口亦極めて少なく、兩村を合して漸やく戸數僅かに三百九十、人口二千餘に過ぎざりしかば、斯くの如き小村の互に併立するは甚不便なるのみならず種々困難なるものあるを以て、茲に從來の區々たる感情を排して、明治十九年三月二十七日を以て兩村の合併を斷行し、村名も古へに倣ひて粉濱村と呼ぶに至れり。因みに當時の戸長は芝村佐七、又用掛は

村上厚にして、地主總代は今在家村七野安兵衛、中在家村は澤井佐右衛門なりき。

町村制實施後の行政 (一)

町村制の實施と自治機關の確立

明治二十一年四月法律第一號を以て市町村制の發布あり、續いて翌年二月之が實施の示達あり、茲に愈々同年四月一日を以て從來の戸長制度を廢して、新市町村制の實施を見る事となり、地方制度の上に一新紀元を劃する事とはなりぬ。されば從來第一戸長役場管理區域たりし粉濱村は、始めて純然たる地方自治團體として、新市町村制に依る獨立の一村とはなるに至れり。今市町村制實施後の行政を記すに先立ちて、市町村制の發布せられてより、之が實施に至るまでの經過に就きて述べん。

市町村制の實施に際して最も困難を感じたるは、從來の町村を如何に分合すべきかの一事に存したりしなり。是れ蓋し從來の町村は自治行政上の便否は殆んど顧慮せらるゝ事なく、其の多くは住民の便宜、或は舊來の因襲其の他の關係に依つて、夫々一村を形成せるもの多く、従つて面積並に戸口等の如きも相互に著しき懸隔あり、即ち大なるは村高七八千石の多きに及ぶものあり、小なるは僅かに數十石に過ぎざるものあり、而かも小村の分立するもの頗る多く、到底之等の小村は將來獨立の自治體として、完全なる自治制の運用をなし能はざるものなれば、町村制實施に際しては先づ是等の小村は、之を數ヶ

村合併せざるべからざりしなり。然るに各村は夫々相異なる因襲並に風俗習慣等を有し、之を合併して一村となすには種々困難なる事情ありしがために外ならず。

されば先づ町村分合の基準を、曩に明治十七年に定められたる戸長役場管理區域に準據するの方針を採る事とせりと雖も、尙ほ其の間種々困難を生じたるは勿論なり。然るに本村にありては既に明治十九年萬難を排して中在家、今在家兩村の合併を終へたる事とて、何等の困難を感ずる事なく、直ちに從來の粉濱村の區域を以て一村を樹立せり。尙ほ當時數ヶ村を合併したる村にありては、其の舊村名を残して大字名となせしかども、本村にありては既に合併したる後なりしかば大字名を存する事なし。

斯くて直ちに新市町村制に依る粉濱村の成立を見る事となり、茲に從來の戸長制度は全たく廢せらるゝ事とはなりぬ。而して當時本村は戸數僅かに五百六十、人口亦二千三百餘に過ぎざる一農村なりしかば、村會議員の定員も十二名として四月二十八日(二級)二十九日(一級)の兩日に亘りて、第一期の村會議員の選舉を行ひ、其の結果當選せる者左の如し。

羽田 利八 香林 吉松 伊丹谷 與兵衛 阪上 權七

七野 安兵衛 澤井 佐右衛門 羽田 甚兵衛 駒井 安治郎

伊丹谷 治助 松井 源治郎 中川 佐助 松本 五左衛門

茲に村會の成立を見しかば、直ちに村會を開き以て村長の選舉を行ふ事となり、滿場一致を以て從來

戸長として長く其の職にあり、殊に兩村の合併に際して最も功勞ありし芝村佐七を推薦せり。因つて村は直ちに六月十九日村役場を開設して村政を開始する事とはなりぬ。次いで助役は始め村田鶴松之に推されしも、故ありて直ちに之を辭せしかば、後七月四日七野安兵衛の就任を見る事となり、始めて町村制實施後の本村の自治行政機關は茲に確立するに至れり。

町村制實施後の行政 (二)

歴代の村長及助役

村長には始め芝村佐七之に就任せしも、其の在職僅かに一ヶ年に滿たず、翌二十三年三月其の職を辭せしかば、本田勘四郎推されて之に代る。斯くて其の任に在る事九年七ヶ月にして、其の間二十七年及び三十一年の兩度の改選期に再選を重ねしも、不幸にして在職中病没せしかば、當時助役の職にありし七野安兵衛之に代る。然れども在職一年八ヶ月にして其の職を退き、村上慧推されて其の職に就く。然るに之亦在職二年餘にして同三十七年七月、日露戰役に軍事召集を受けて從軍する事となりしかば、羽田久藏其の後を承けて村長となる。斯くて同人の任期滿了するを待ちて、同四十一年八月村上慧再び推されて其の職に就きしも、任期滿了に至らずして之を退きしかば本田熊治郎又之に代る。然れども同人亦任期半ばにして其の職を辭し、芝村福三其の後を襲ふ。而して其の任にある事五年半にして、其の間大